

徳島県告示第三百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和四年六月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	種類		
ピオラ合同会社	徳島市かちどき橋一丁目三七番地の一 アルファステイツ かちどき橋八〇三号室	訪問看護ステーションピオラ	徳島市八万町内浜一三〇番地一 森住宅C棟C 一号室	介護予防訪問看護		令和四年五月一日
株式会社ライズ	同 新浜町四丁目三番一六号	訪問看護ステーション秋桜	同 金沢二丁目五番七六号	同	同	同
株式会社旭木工	同 東沖洲二丁目七番地	ケアサービスアサヒ 徳島南支店	阿南市学原町大深田一八番二	介護予防福祉用具貸与	同	同
		ケアサービスアサヒ 徳島西支店	吉野川市鴨島町鴨島字本郷一四一番一	介護予防福祉用具貸与	同	同
				特定介護予防福祉用具販売	同	同
				特定介護予防福祉用具販売	同	同